

市役所周辺地区住居表示説明会でいただいたご質問等

第一回説明会	<p>Q. 町割り案を検討するには街区符号（「〇番」の部分）も必要と考えるが、街区符号はどのようにしていくのか。</p> <p>A. 町名が決定した後に街区符号をつけるため、現段階では決まっています。</p>
	<p>Q. 中央五丁目について、中央二丁目を広げるとか、他の案は検討したのか。</p> <p>A. 中央二丁目を広げることも検討しましたが、例えば中央二丁目に 100 番地があった場合、同じ地番となる 100 番地が勝瀬にもあることから、中央二丁目にはできないため、新町名である「中央五丁目」としています。</p>
	<p>Q. この町割り案はどのくらいの時間をかけたのか。新町名にするにあたって、勝瀬という地名由来の歴史的背景は考えているのか。</p> <p>A. 町割り案は、住居表示の視点から考えた案です。市街化区域編入に伴う都市計画手続きが進み、実施予定時期が決まってから検討したため、長い時間かけているわけではありません。</p>
	<p>Q. 今後も検討していく必要があると思うがどのように考えているのか。</p> <p>A. 8 月下旬にもう一度説明会の場を設けます。また、関係する自治会へは別に機会を設けて説明を行う予定です。併せて、住居表示の審議会を今後開催するため、10 月までには市の町割り案を決定したいと考えています。</p>
	<p>Q. 登記簿の所有者部分の住所変更はしなければいけないのか。</p> <p>A. 手続きをする必要がありますが、必ずしも住居表示実施後速やかに行わなければならないといったわけではなく、売買や相続時の手続きと同時に手続きして構わないと法務局から伺っています。</p>
	<p>Q. 登記簿の所有者部分の住所変更は費用負担があるのか。</p> <p>A. 住居表示による住所変更の手続きは原則無料ですが、司法書士等に依頼した場合や関連する資料等の購入費用などは本人負担となります。</p>
	<p>Q. マイナンバーカードは市の権限で住所変更してもらえないのか。</p> <p>A. カード自体の電子情報の書き換えと券面の修正が必要なため、手続きが必要となります。</p>
	<p>Q. 新町名を「中央」ではなく、全く新しい町名にしてもよいのではないのか。</p> <p>A. ご意見として承ります。</p>

第二回説明会

Q. 事前に新しい住所の通知書が届くのか。

A. 住居表示実施前に手続きに関する説明会を開催します。その説明会にさきかけて、新旧の住所が記載された「住居表示通知書」という証明書をお配りします。

Q. 第一回説明会の町割り案から市役所・消防署を除いたのはなぜか。

A. 前回の案では、市街化区域編入の境となる市役所西側の道路を住居表示の実施区域としていたが、市役所と警察署の間の道路のほうが町割りの境としてわかりやすいという意見をいただき、再検討したものです。

また、除いた区域は将来的にも民間の建築物が建つ可能性が低い区域であるため、支障がないと判断し除いたためです。

Q. 現在の「河原口」が「中央四丁目」となった場合、自治会活動はどうなるのか。

A. 住居表示を実施したから自治会活動を変えていただかなければいけないというものではなく、基本的には現在加入・活動している自治会のままとなります。

Q. 中央五丁目は狭いように見える。地名を「中央〇丁目」とした理由はあるのか。

A. 面積は約5ヘクタールの広さがあります。また、北側に広がる中央二丁目とすることも検討しましたが、中央二丁目に100番地があった場合、同じ地番となる100番地が勝瀬にもあることから二丁目とすることができない状況もあります。また、勝瀬という町名は区域東側で既に存在しており、大谷という町名であれば「大谷北一丁目」となりますが、新たにこの地区の街区番号を振った場合、番号の連続性が保てずわかりづらくなることから、新丁目である「中央五丁目」としています。

Q. アンケートはしないのか。

A. アンケートの実施は考えていません。

Q. 30日間の公示で署名による変更請求期間とあるが、署名があれば変更されるのか。

A. この30日間の公示は、「住居表示に関する法律」で定められています。50名以上の反対署名が集まると見直しとなります。